

(12) 自動車等

(12) - 1 自動車

ア 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】 ○「<u>大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針</u>」に基づく自動車であること。 【配慮事項】 ①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。
-----	---

- 備考) 1 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 4 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 5 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 6 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

イ 目標の立て方

当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

(12) - 2 タイヤ

ア 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	【判断の基準】 ① 次の要件を満たすこと。 ア. 基準値 1 は、転がり抵抗係数が 7.7 以下であること。 イ. 基準値 2 は、転がり抵抗係数が 9.0 以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 ① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
---------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。
- 3 判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律（平成 2 年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

イ 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

(1 2) - 3 エンジン油

ア 品目及び判断の基準等

2 サイクルエンジン油	【判断の基準】 ①生分解度が28日以内で60%以上であること。 ②魚類による急性毒性試験の96時間LC₅₀値が100mg/L以上であること。 【配慮事項】 ② 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
-------------	---

備考) 1 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。

※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン

- ・ 301B（CO₂発生試験）
- ・ 301C（修正 MITI(I)試験）
- ・ 301F（Manometric Respirometry 試験）

※ASTM（アメリカ材料試験協会）

- ・ D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）
- ・ D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）

2 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。

※JIS

- ・ K 0102（工場排水試験方法）
- ・ K 0420-71 シリーズ（10、20、30）

（水質-淡水魚〔ゼブラフィッシュ（真骨類，コイ科）〕に対する化学物質の急性毒性の測定-第1部：止水法、第2部：半止水法、第3部：流水法）

※OECD（経済協力開発機構）

- ・ 203（魚類急性毒性試験）

なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081（水環境中における潤滑油の毒性試験のための標準実施法：サンプル準備及び結果解釈）の方法などを参考に調製された WAF（水適応性画分）や WSF（水溶解性画分）を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL₅₀ 値が 100mg/L 以上であること。

イ 目標の立て方

当該年度における調達総量（リットル）に占める基準を満たす物品の数量（リットル）の割合とする。